

○地区計画の区域内における建築等の届出に関する事務取扱要綱

(平成 26 年 3 月 7 日告示第 9 号)

改正 平成 28 年 3 月 16 日告示第
26 号

(目的)

第 1 条 この告示は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 58 条の 2 第 1 項の規定に基づき、地区計画の区域内における建築等の届出に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第 2 条 この告示は、多古都市計画地区計画（以下「地区計画」という。）の地区整備計画区域内において適用する。

(行為の届出等)

第 3 条 法第 58 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定により届出を要する者（以下「届出者」という。）は、当該行為に着手する日の 30 日前までに地区計画の区域内における行為の届出書（別記第 1 号様式。以下「届出書」という。）又は地区計画の区域内における行為の変更届出書（別記第 2 号様式。以下「変更届出書」という。）により町長に届出をしなければならない。

2 届出書又は変更届出書は、別表に掲げる図書を添付し、2 部提出するものとする。

(審査及び審査結果の通知)

第 4 条 町長は、第 3 条の規定による届出を受けたときは、次に掲げる内容について審査を行い、届出者に対し地区計画の区域内における行為の届出に関する審査結果通知書（別記第 3 号様式）により、審査の結果を通知するものとする。

(1) 記載事項及び必要とする添付図書の種別の確認に関すること。

(2) 土地の区画形質の変更に関すること。

(3) 建築物等の建築に関すること。

(4) 建築物等の用途の変更に関すること。

(5) 建築物の敷地面積の最低限度に関すること。

(6) 壁面の位置の制限に関すること。

(7) 垣又はさくの構造の制限に関すること。

(8) 建築物等の形態又は意匠の制限に関すること。

2 町長は、前項の審査の結果、不適合のものについては、届出者に対し当該行為の一部又は全部の変更を求めるものとする。

(立入調査)

第5条 町長は、届け出た行為について必要と認める場合は、届出者の同意書（別記第4号様式）を得て事業施行中の区域に職員を立ち入らせ指導を行うものとする。

2 町長は、前項の立入調査の結果、当該行為に届出の内容との不適合が認められるときは、当該行為の改善又は変更を求めるものとする。

（委任）

第6条 この告示に定めるもののほか、届出に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 16 日告示第 26 号）

（施行期日）

1 この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、改正前の地区計画の区域内における建築等の届出に関する事務取扱要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表（第3条）

行為の種別	図面	縮尺	備考
土地の区画形質の変更	案内図	1 / 2,500 以上	方位、道路及び目標となる地物を表示
	区域図	1 / 1,000 以上	当該土地の区域及び当該土地の周辺の公共施設を表示
	設計図	1 / 100 以上	造成計画平面・構造図・断面図
建築物の建築・工作物の建設	案内図	1 / 2,500 以上	方位、道路及び目標となる地物を表示
建築物・工作物の用途変更	配置図	1 / 100 以上	屋根、外壁又はこれに代わる柱の色を表示

	立面図 (2面以上) 各階平面図	1 / 100 以上	
	平面図	1 / 100 以上	各階のもの (工作物の場合は不要)
	外構図	1 / 100 以上	垣又はさくの構造等を表示
建築物・工作物の形態・意匠の変更	案内図	1 / 2,500 以上	方位、道路及び目標となる地物を表示
	配置図	1 / 100 以上	屋根、外壁又はこれに代わる柱の色を表示
	立面図 (2面以上)	1 / 100 以上	
	外構図	1 / 100 以上	垣又はさくの構造等を表示

備考 必要に応じて、その他参考となるべき事項を記載した図書を添付すること。
図書は A4 に折りたたんで添付すること。

第1号様式(第3条)

地区計画の区域内における行為の届出書
[別紙参照]

第2号様式(第3条)

地区計画の区域内における行為の変更届出書
[別紙参照]

第3号様式(第4条)

地区計画の区域内における行為の届出に関する審査結果通知書
[別紙参照]

第 4 号様式（第 5 条）

同意書

[別紙参照]